

北海道告示第 11268 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により市町村から徴収した意見の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 9 月 13 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら登別店
登別市富岸町 2 丁目 1 番 2 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上田商事株式会社 代表取締役 上田 朗大
登別市新川町 2 丁目 5 番地 1
- 3 市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 騒音の発生にかかる事項について
 - ・令和 5 年 3 月 31 日付けで北海道知事に提出された変更届出書の添付書類 54 ページに記載の「空調室外機」について、騒音規制法及び関係省令並びに登別市公害防止条例施行規則で規定される空気圧縮機、送風機または冷凍機に該当する場合は、騒音規制法または登別市公害防止条例で規定する特定施設にあたる。
 - ・特定工場等（特定施設を設置する工場または事業場）については、登別市公害防止条例施行規則で規定される規制基準を遵守する必要がある。
 - ・添付書類 53 ページによると、敷地の境界線においては規制基準以内であると読み取れるが、特定施設に該当する場合は、引き続き規制基準を越えないよう運用すること。
 - (2) 都市計画法に係る都市計画区域（市街化区域）
 - ・バースデイ棟新築について敷地面積が 1,000 平方メートル以上となる場合は、都市計画法に基づく開発許可について事前協議が必要。
 - (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行前の宅地造成等規制法（以下「旧宅造法」という。）による宅地造成工事規制区域
 - ・当該地が旧宅造法による宅地造成工事規制区域のため、旧宅造法に該当する造成を行う場合は許可について事前協議が必要。
 - （宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項により、改正に伴う区域を公示するまでの間は、旧宅造法に基づく宅地造成工事規制区域に対して、旧宅造法の規制が適用される。）
- 4 意見の縦覧
 - (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課
 - (2) 縦覧期間
令和 5 年 9 月 13 日（水）から令和 5 年 10 月 13 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
 - (3) 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで